

## 公 示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける調達契約のうち令和6年度以降に公立大学法人福井県立大学が発注する物品等の購入および特定役務の調達契約に係る一般競争入札および指名競争入札（以下これらを「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項について、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第5条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月6日

公立大学法人福井県立大学 理事長 窪田裕行

### 1 調達をする物品等または特定役務の種類

- （1）情報システムおよび機器類の調達
- （2）施設の総合管理業務
- （3）その他

### 2 特定調達契約に係る競争入札に参加できる者

特定調達に係る競争入札に参加することができる者は、福井県が発注する物品等の購入、修繕、借上げ等および特定役務の調達契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和5年福井県告示第168号）に基づき、福井県知事が行う審査により特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者に必要な資格を有すると決定された者とする。

なお、物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）の規定による審査において福井県が行う競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定された者については、参加資格を有すると決定された者とみなす。

### 3 資格の有効期間

この公示の日以降において入札参加資格を有すると認定された日（以下「認定日」という）から認定日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

ただし、更新申請者は入札参加資格審査通知をした日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年間とする。